

事 務 連 絡
令和 6 年 4 年 9 日

各障害福祉サービス等事業所・施設 代表者 様
(松江市所管分を除く)

島根県健康福祉部障がい福祉課

令和 6 年度報酬改定に伴う届出に係る留意事項について

平素より、障害福祉行政について、ご理解、ご協力いただき、ありがとうございます。

さて、令和 6 年度報酬改定に伴う報酬の加算の届出については、令和 6 年 3 月 1 日付け事務連絡において、提出の〆切を 4 月 19 日（金）とお知らせしたところですが、具体的には下記のと通りの扱いとします。

本事務連絡は、法人本部に送付しておりますので、必ず各事業所等にも周知いただきますようお願いいたします。

記

1. 提出が必要となる事業所等

全事業所

→ 今回の報酬改定では、全サービスにおいて虐待防止措置未実施減算等の新たな減算項目が設けられたことから、届出の対象は全サービス・全事業所等となります。

2. 提出書類

① 加算の届出が「虐待防止措置未実施減算、身体拘束廃止未実施減算、業務継続計画未策定減算、情報公表未報告減算」のみの場合

ア 介護給付等算定に係る体制等に関する届出書（別添 1）

イ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別添 2）

→ 最初からすべての減算項目について、「なし」に○をつけてあります。減算に該当する場合は、「あり」に○をつけてご提出ください。修正がなければ、このままご提出ください。

- ② ①のほか、定員規模や人員配置区分の変更、令和6年4月から適用される加算の新規取得、加算の内容に変更がある場合（加算の取得要件が変わり、新たに届出する場合を含む）

例) 就労継続支援B型の目標工賃達成加算を新たに取得、食事提供体制加算の取得要件の変更を受けて、新たに届け出る場合

ア 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書（別添1）

イ 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表（別添2）

→ 今回変更のある項目のみ○をつけてください。また、適用開始日も忘れずに記入してください。

ウ 各加算に関する届出書（県HP参照）

https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/jigyousya/syougai_service/R6_jimurenraku.html

エ 各加算に求められる添付書類

- ③ 令和6年6月から新たな福祉・介護職員処遇改善加算を取得する場合

令和6年6月から新たな福祉・介護職員処遇改善加算を取得する事業所については、4月15日を提出〆切としている福祉・介護職員処遇改善計画書をもって、加算の届出とみなしますので、改めての加算の届出は不要です。

3. 留意事項

- (1) 食事提供加算など、取得要件等が変更になっている加算については、継続して取得する場合も、今回改めて加算の届出が必要です。

例) 食事提供加算、看護職員配置加算、人員配置体制加算、延長支援加算、視覚・聴覚等支援体制加算、夜間看護体制加算、重度障害者支援体制加算

- (2) 就労系事業所については、区分の変更がない場合でも、必ず基本報酬の届出書をご提出ください。

- (3) 生活介護事業所において、延長支援加算を取得する場合は「延長支援加算体制届出書」の提出が必要ですが、今回に限り個別支援計画の添付は不要とします。

- (4) 生活介護事業所、障害者支援施設において、「重度障害者支援加算」を取得する場合は、国が定める様式に加え、県が定める様式も合わせてご提出ください（詳細は県HP参照）。

- (5) 令和6年4月1日付けで新規指定を受けた事業所についても、改めて加算の届出が必要になります。
- (6) 「介護給付等算定に係る体制等に関する届出書」、「介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」は必ず最新の様式をご使用ください(2②ウのHP参照)。
- (7) 前年度実績が必要な報酬、加算については、従前どおりの取扱いとします。
- (8) 今回の報酬改定に伴う加算届の審査は短期間となるため、書類の未記載や添付書類に漏れないよう、円滑な事務処理にご協力いただきますようお願いいたします。なお、後日、各加算の要件を満たさないことが判明した場合、過誤調整での対応を求めることもありますので、ご注意ください。

4. 提出〆切及び方法

提出〆切：4月19日（金）

提出方法：郵送のみ（当日消印有効）

※ 可能な限り法人本部で集約し、ご提出ください。

※ 上記〆切を過ぎて4月1日適用の加算を提出された場合、5月1日適用となりますのでご注意ください。

問い合わせ先及び提出先

■ 県東部及び隠岐郡に所在する事業所

島根県健康福祉部障がい福祉課 指導給付係

〒690-8501 松江市殿町1番地

障がい者：0852-22-5239、6898

障がい児：0852-22-5723

■ 県西部に所在する事業所

島根県健康福祉部地域福祉課 石見指導監査室

〒697-0041 浜田市片庭町254番地

TEL:0855-29-5645